

## 退職管理の状況

地方公務員法の規定に基づき、市の職員として働いていたものが離職後に営利企業などに再就職した場合、現職職員への契約事務などの要求や依頼(働きかけ)が禁止されています。

牛久市でも「牛久市職員の再就職者による依頼等の届出に関する規則」を制定し、平成28年度から現職員が働きかけを受けた場合の届出をすることとなっております。

令和3年度において、再就職者による依頼等の届出はありませんでした。